

「PCB適正処理推進月間」について

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）について、首都圏1都3県12市で構成する「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」において、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と定め、高濃度PCB廃棄物の保管事業者への立入検査・指導をするとともに、協力機関と連携して啓発活動を行うこととしており、相模原市においても適正処理に向けた取組を行いますのでお知らせいたします。

1 推進月間

令和3年9月1日から9月30日まで

2 実施内容

- (1) PCB廃棄物の保管事業者等への立入検査による保管状況の確認
- (2) 高濃度PCB廃棄物の期限内処理の指導等
- (3) 協力機関に対する会員への周知依頼、啓発資材の提供等
- (4) ホームページ、メディア等を利用した啓発

3 実施機関

東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会

(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、八王子市、さいたま市、川崎市、越谷市、川口市、千葉市、船橋市、横浜市、川崎市、横須賀市、**相模原市**、柏市の首都圏1都3県12市)

【PCB廃棄物とは】

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、電気機器の絶縁油等として広く使用されておりましたが、その毒性が社会問題化し、現在製造が禁止されています。

PCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の全国5か所の処理施設で処理されており、処理施設ごとに定められた期限までに処理を完了する必要があります。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の首都圏1都3県内の高濃度PCB廃棄物等のうち、「変圧器・コンデンサー等」については令和4年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」については令和5年3月31日までに、JESCOへ処分委託することが義務付けられており、期限が迫っております。

【問い合わせ先】

廃棄物指導課

電話：042-769-8335（直通）